平成１５年６月２７日
企画・評価部

ＪＩＣＡ環境社会配慮ガイドライン第１１回改定委員会
（平成１５年６月２７日（金）14：00〜18：00　JICA 国際総合研修所）

１．第 10 回改定委員会以降の事務報告
２．ビューローによる打ち合わせの報告
３．論点の協議
　Ⅱ．手続き
　　１．環境社会配慮の確認と支援
　　２．情報公開
　　３．相手国の情報公開
　　４．ステークホルダーとの協議
　　５．モニタリング
　　６．フォローアップ

４．次回の改定委員会

（１）第１２回改定委員会
　　7 月 11 日（金）14：00〜18：00　JICA 本部　11A~F 会議室
（２）主な議論
　　論点の協議（Ⅱ．手続き、III. 実施体制）

資料１　手続き（EC.9/3 rev.）
資料２　農林水産省木下委員からのご意見・ご質問（EC.9/8）
資料３　開発調査における主要な検討事項（EC.11/2）
資料４　手続き「事前調査及び予備調査」以降（EC.11/3）
資料５　JICA の環境社会配慮ガイドラインの構成と内容（部分）（EC.11/4）
資料６　無償資金協力の流れと環境社会配慮（EC.11/5）
資料７　今後の改定委員会のスケジュール（EC.11/6）

１．第１０回改定委員会以降の事務報告

（１）提言起草グループ　第３回打ち合わせの開催

小川、松本、吉田、氏家（代理出席）各委員が参加し（JICA はオブザーバーとして参加)、６月２５日に第３回会合が開催された。ガイドラインの構成と内容について打ち合わせを行った。(EC.11/4)

２．ビューローによる打ち合わせの報告

３．論点の協議

Ⅱ．手続き

１．環境社会配慮の確認と支援

1.1 環境社会配慮の適切性を確認するための基準

環境社会配慮の内容に関し、JICA は、相手国政府等が定めた環境に関する法令や基準等を遵守しているかどうかを確認する。さらに、国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている基準や類似事業の事例等を参照する。環境社会配慮の内容が、それらの基準や類似事業の事例等と比較し大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国政府や事業実施主体者に対話を通じて働きかける。

1.2 手続き

本ガイドラインの対象事業の範囲は、開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクトとする。

（１）プロジェクトサイクルの要請確認段階

JICAは、外務省を通じて在外公館に、要請を受け付ける際は環境社会面の情報を入手するよう要請する。

その後、我が国外務省に対して要請された事業について、JICAは、事業概要と立地環境及び相手国政府の環境アセスメント法の内容等の情報を確認し、事業特性と地域特性に基づきスクリーニングとカテゴリ分類を行った上で、環境社会配慮の観点からの意見を我が国政府に具申する。

必要な情報が不足する場合は、相手国に照会する。また、必要な場合は、JICAは調査団等を派遣し、資料収集、現地踏査、利害関係者へのインタビューなどを行い、環境社会面の調査結果を外務省に報告する。

（２）プロジェクトサイクルの準備段階

①JICA は、採択された事業について、事業概要と立地環境、環境社会配慮に関連する法体系の枠組み、実施体制（予算、組織、人材、経験）、及び情報公開や住民参加の制度的枠組みを、相手国政府との協議、ならびに現地調査を通じて確認する。

②JICA は、カテゴリ分類に従って必要となる環境社会配慮の業務について、相手国実施主体者が担当する内容、JICA が支援する内容を先方と協議の上決定する。（環境アセスメントに関する審査・承認の手続きは相手国実施主体者が行う）

③JICAは、決定した支援内容に基づき、相手国が行う環境アセスメントへの支援、ならびに環境社会配慮に係る人材育成等を行う。

④また、無償資金協力については、基本設計調査終了後、相手国が行う環境アセスメントの審査状況を確認する方法（技術協力も含む）を検討する。
⑤また、開発調査についても、本格調査終了後、相手国が行う環境アセスメントの審査状況を確認する方法（技術協力も含む）を検討する。

（３）プロジェクトサイクルの実施・監督段階
①JICA は、事業実施主体者が行う重要な環境影響項目についてのモニタリング結果を確認する。
②JICA は、事業実施主体者が行うモニタリングや環境保全対策について、支援が必要な場合は、その内容を先方と合意した上で必要な支援を行う。

（４）プロジェクトサイクルの評価段階
（プロジェクト終了後３～６年後に想定される評価段階においては、）JICA は、自然・社会環境への影響が、準備段階で予想されたものであったか確認し、採用された影響緩和策の効果について評価する。

1.3 カテゴリ分類
カテゴリＡ：環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つような事業はカテゴリＡに分類される。また、相手国政府等が定めた環境に関連する法令や基準等、で環境アセスメントの実施が必要となる事業はカテゴリＡに分類される。影響は、物理的工事が行われるサイトや施設の領域を越えた範囲に及びうる。カテゴリAには、原則として、影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、影響を及ぼしやすい特性を持つプロジェクト及び影響を受けやすい地域あるいはその近郊に立地するプロジェクトが含まれる。別紙１に、影響を及ぼしやすいセクター、特性や影響を受けやすい地域の例を示した。

カテゴリＢ：環境への望ましくない影響が、カテゴリＡの事業に比して小さいと考えられる事業はカテゴリＢに分類される。一般的に、影響はサイトそのものにしか及ばず、非可逆的影響は少なく、通常の方策で対応できると考えられる。

カテゴリＣ：環境への望ましくない影響が最小限かあるいは全くないと考えられる事業。以下に属する事業は原則として、カテゴリＣに分類される。
①教育訓練（人的資源開発）

②保健
③栄養
④制度開発
⑤既存設備の維持管理
※世銀のカテゴリ C を参照した。

スクリーニングの後でも、配慮すべき環境影響が新たに判明した場合など、必要に応じ JICA はカテゴリ分類を変更することがあり得る。

※環境保全を目的とする事業（環境林の造成、生態系保全等）をＡ，Ｂ，Ｃ以外にカテゴリ分類する必要性の有無。→特にその必要はなく、本ガイドラインは負の影響がでる場合のみを想定する。正の影響はガイドラインの範囲外とする。

1.4 カテゴリ分類に応じた環境社会配慮の確認と支援

JICA は、スクリーニング後、以下のようにカテゴリ分類にしたがって環境社会配慮の確認と支援を行う。

カテゴリＡ：プロジェクトサイクルの準備段階においては、事業実施主体者が情報公開とステークホルダーの参加を重視し、環境社会配慮の体制（予算、組織、人員）を有していることを確認する。また、環境と地域社会に及ぼす影響を調査・予測し、その影響を回避または低減するような対策を講ずるように先方に働きかける。事業実施主体者の環境アセスメント実施能力が不足している場合、JICAは必要なプロセスを経て環境アセスメント報告書が作成されるよう、事業実施主体者と協議の上決定した内容を支援する。

また、大規模な非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転に係る基本計画等についても作成される必要があるので、これについても事業実施主体者と協議の上決定した内容を支援する。更に、必要に応じ環境社会配慮に係る事業実施主体者の人材育成を支援する。

プロジェクトサイクルの実施・監督段階においては、先方が行うモニタリングの結果を確認するとともに、必要に応じて、モニタリングや環境保全対策を先方が実施する上での支援を行う。

プロジェクトサイクルの評価段階では、環境と地域社会への影響が環境アセスメント報告書に予測されたものであったか確認し、採用された緩和策の

効果につき評価する。

カテゴリＢ：事業実施主体者が行う環境社会配慮の範囲は、カテゴリＡより狭く、環境アセスメントは必ずしも必要でない。しかし事業がもたらす可能性のある環境影響について、この影響を回避または低減するための方策を検討することは必要であり、JICAはプロジェクトサイクルの準備段階と実施・監督段階及び評価段階において、カテゴリＡに準じて必要な項目につき環境社会配慮の確認と支援または評価を行う。

カテゴリＣ：スクリーニング以降の環境社会配慮の確認と支援は省略される。

２．情報公開

2.1 情報公開の基本的考え方

JICA は、環境社会配慮に関して利害関係者に説明する責任を全うするために、相手国の了解を取り付けた上で、2.2 で示す時期と内容でウェブサイト上に公開する。必要と判断した場合は、ウェブサイトで公開する以外に、事業地の近辺で報告書等を閲覧可能としたり、説明会を開催する等を通じて、利害関係者へ情報の提供を行う。

2.2 時期と内容

環境社会配慮に関して影響を持つ可能性がある事業については、原則として以下の時期及び内容で、関連する情報をウェブサイト上で日本語と英語で公開する。

（１）開発調査

①全事業について、採択決定後ならびに S/W 締結後、速やかに事業の名称、国名、事業と地域の概要、カテゴリ分類とその根拠を公開する。

②カテゴリ A と B に分類された事業については、プロジェクトサイクルの準備段階が終了した段階で、環境社会配慮に関連する情報を速やかに公開する。

（２）無償資金協力

①全事業について、採択決定後、速やかに事業の名称、国名、事業と地域の概要、カテゴリ分類とその根拠を公開する。

②カテゴリ A と B に分類された事業については、プロジェクトサイクルの準

備段階が終了した段階で、環境社会配慮に関連する情報を速やかに公開する。基本設計調査に先立って予備調査が行われた場合は、同調査終了後速やかに、環境社会配慮に関連する情報を公開する。

（３）技術協力プロジェクト

①全事業について、採択決定後ならびに R/D 締結後、速やかに事業の名称、国名、事業と地域の概要、カテゴリ分類とその根拠を公開する。

②カテゴリ A と B に分類された事業については、プロジェクトサイクルの実施・監督段階の中間時点と終了時点において（中間評価段階と終了時評価段階）、モニタリングと環境保全対策の実施状況を公開する。

③プロジェクトサイクルの評価段階において、環境と地域社会への影響がプロジェクトサイクルの準備段階で予測されたものであったか確認し、採用された緩和策の効果について公開する。

３．相手国の情報公開

3.1 情報公開の基本的考え方

JICA は、先方実施機関に対し、相手国の情報公開の制度にしたがって環境と社会に関する情報を公開するよう要請する。

3.2 時期と内容

JICA は、先方実施機関に対し、相手国の情報公開の制度にしたがって、適切な時期に適切な内容を公開するよう要請する。環境アセスメント報告書の公開にあたっては、原則として地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されるよう要請する。

４．ステークホルダーとの協議

4.1 対象となるステークホルダーの範囲（利害関係の有無）

事業対象地に居住する住民（不法居住者を含む）、意見を有する国際及び国内の NGO や学術機関、関連する政府機関（中央・地方行政機関）

4.2 協議を実施する時期

カテゴリ A については、プロジェクトの準備期間、実施機関を通じて必要に応じてステークホルダーとの協議が行われるべきであるが、特に環境影響評価項目選定時と環境アセスメント報告書の素案作成直後の２回行うことを JICA

の協力の要件とし、JICA は必要に応じて技術的な支援を行う。カテゴリＢについても、ステークホルダーとの協議が望ましいが、必須ではない。

4.3 情報公開との関係

JICA は、協議の実施に関し、ステークホルダーに対して事前に十分な情報が公開されていること、協議記録等が作成されていることを確認する。

５．モニタリング

事業実施主体者が環境社会配慮を確実に実施しているか確認するために、JICA は、カテゴリＡ及びカテゴリＢの事業については、プロジェクトサイクルの実施・監督の期間、重要な環境影響項目につきモニタリングの結果を事業実施主体者を通じて確認する。また、必要に応じて、JICA が自ら調査を実施することもある。

第三者等から、環境社会配慮が不十分である等の具体的な指摘があった場合には、JICA はその指摘を事業実施主体者に伝達するとともに、適切な対応を働きかける。事業実施主体者が対応する際は、公開のプロセスで指摘事項の事実確認と結果、対応策の検討、事業計画への反映がなされたことを確認する。

事業実施主体者がモニタリングを行う上でその能力が不十分な場合、JICA は技術の習得等の人材育成を含めて、モニタリングに関連する活動を支援する。

６．フォローアップ（協力終了後の追加的な支援）

開発調査の場合、プロジェクトサイクルの準備段階の終了以降は評価段階まで資金協力機関が担当する。また、無償資金協力の場合は、実施促進を JICA が担当し、審査段階から評価段階までを外務省が担当する。

両方の事業ともプロジェクトサイクルの準備段階以降は、別の機関が担当するが、JICA が事業実施主体の環境アセスメントの審査状況を確認するためのフォローアップを行う方法を検討する。

技術協力プロジェクトについては、プロジェクトサイクルの準備から評価段階まで一貫して JICA が担当することから、終了時評価の結果追加的な支援を行う必要があると判断される場合は、機材のスペアーパーツの供与や修理、技術指導のフォローアップを行う。

別紙１

一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示

１．影響を及ぼしやすいセクター
以下に示すセクターのうち大規模なもの。
（１）農業開発（大規模な開墾、灌漑を伴うもの）
（２）林業、植林
（３）道路
（４）鉄道
（５）港湾
（６）空港
（７）河川
（８）工業開発
（９）鉱業開発
（１０）火力発電（地熱含む）
（１１）水力発電、ダム、貯水池
（１２）送変電・配電（大規模非自発的住民移転、大規模森林伐採を伴うもの）
（１３）廃棄物処理・処分
（１４）下水・廃水処理（影響を及ぼしやすい構成要素を含むかもしくは影響を受けやすい地域に立地するもの）
（１５）観光開発（ホテル建設等のあるもの）

２．影響を及ぼしやすい特性
（１）大規模非自発的住民移転
（２）大規模地下水揚水
（３）大規模な埋め立て、土地造成、開墾
（４）大規模な森林伐採

３．影響を受けやすい地域

以下の地域またはその周辺

（１）国立公園、国指定の保護対象地域（国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族のための地域、文化遺産等）

（２）国または地域にとって慎重な配慮が必要と思われる地域

＜自然環境＞

・原生林、熱帯の自然林

・生態学的に重要な生息地（珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟等）

・国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地

・大規模な塩類集積あるいは土壌浸食の発生する恐れのある地域

・砂漠化傾向の著しい地域

＜社会環境＞

・考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域

・少数民族あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域

プロジェクトサイクルとJICAプロジェクトの関係

ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄｻｲｸﾙ	開発調査	無償資金協力	技術協力ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ
発掘（形成） (Identification) ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄを発掘	外務省が担当 （JICAのプロジェクト発掘形成機能を通じて外務省のプロジェクト選定を支援する）	外務省が担当（JICAは外務省を支援）	外務省が担当 （JICAのプロジェクト発掘形成機能を通じて外務省のプロジェクト選定を支援する）
準備(Preparation) 経済・技術・制度・財政面の調査、 環境影響調査	JICAが担当	JICAが担当	JICAが担当
審査(Appraisal) ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄを経済・技術・制度・財政・環境面で評価	資金協力機関が担当	外務省が担当	JICAが担当
交渉(Negotiations) 援助受け入れ国による最終検討、期間や条件の合意	資金協力機関が担当	外務省が担当	JICAが担当
承認(Approval) ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ承認、合意文書への署名	資金協力機関が担当	外務省が担当	JICAが担当
実施・監督 (Implementation and Supervision) 貸付開始、ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄの実施、援助機関による監督	資金協力機関が担当	外務省が担当（JICAは実施促進を担当）	JICAが担当
評価(Ex-Post Evaluation) ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄの完了と評価	資金協力機関が担当		JICAが担当

農林水産省木下委員からのご意見・ご質問

１．ｐ１３．の別紙１の１．影響を及ぼしやすいセクターについて

①　影響を及ぼしやすいセクターの例示リストの順番について、どういう根拠でこうい　う順番になったのか教えてください。
　例示リストの順番については、既に公表されているＪＢＩＣの環境ガイドラインの　中の「一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性を受けやすい地域の例示一覧」　　（同ガイドラインのp18-19）と同じ順番にするのが適当と考えます。

②　植林も林業活動の一部であるにもかかわらず、植林を林業と併記して「林業、植林」　としている理由を教えてください。
　また、林業について、大規模なものとは、どの程度の規模を想定しているのか教えてください。

２．ｐ１３．２（４）大規模な森林伐採について

　大規模な森林伐採とは、どの程度の規模を想定しているのか教えてください。

３．p８．１．３カテゴリ分類について

　ＪＢＩＣの環境ガイドラインにおいては、「金額が１０百万ＳＤＲ相当円以下のプロジェクト」は原則としてカテゴリＣに分類される旨記述されていますが（同ガイドラインのp6-7）、本ガイドライン（案）においてはこれに類する記述が無いのはなぜですか。

今井　千郎

要請段階の主要ポイント（開発調査）

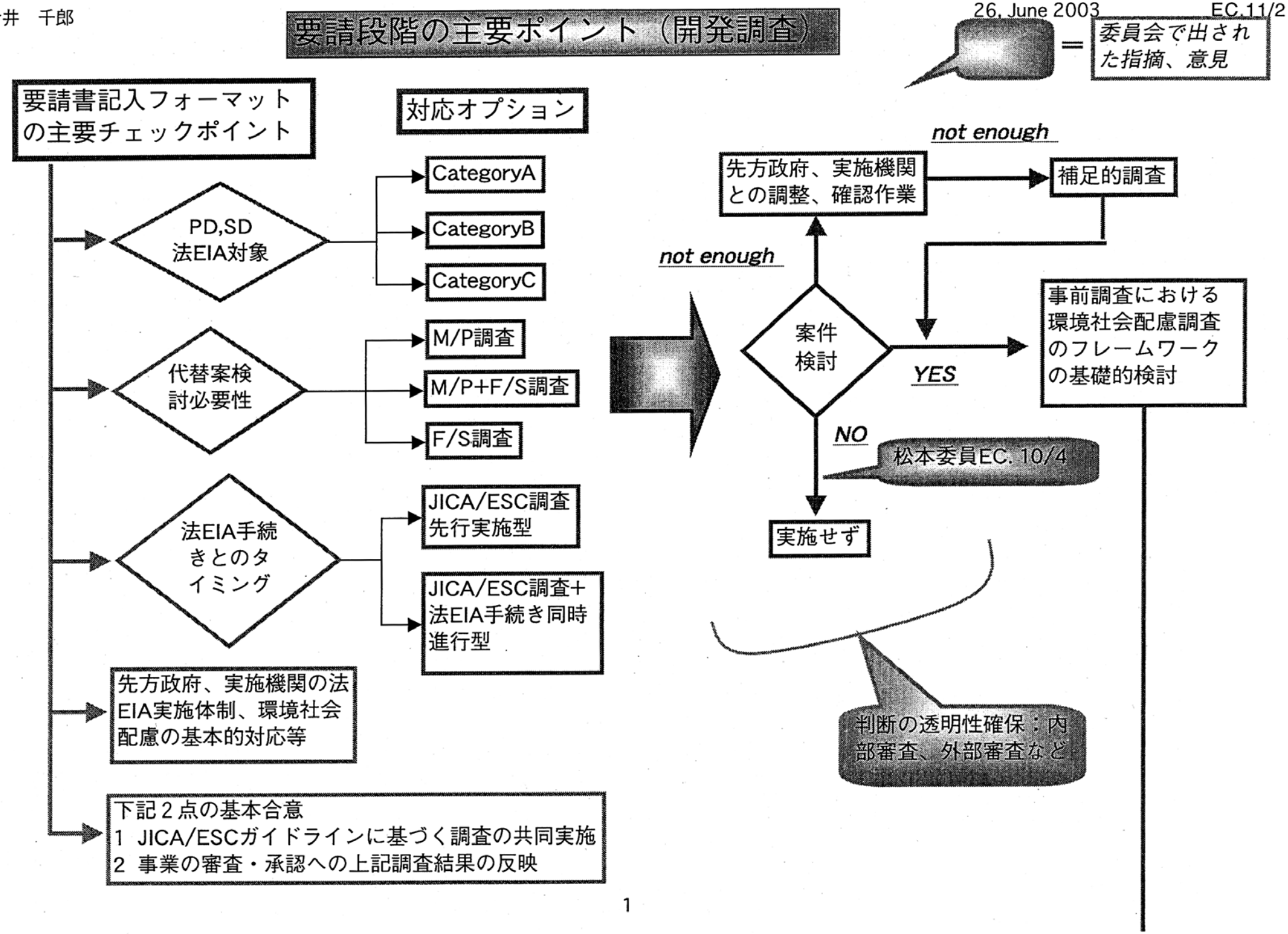

事前調査段階の主要ポイント－１

S/W（環境社会配慮関連部分）素案作成

↓

対処方針会議

↓

S/W（環境社会配慮関連部分）案作成
（フレームワーク・デザイン）

主要ポイント例（対処方針会議での検討、S/W案への反映）

（ガイドライン遵守）例：JICA環境社会配慮ガイドラインに基づき、環境社会配慮調査を先方政府、実施機関と共同で実施する。

（Category 区分）例：CategoryAに対応した環境社会配慮調査を行う。

（代替案検討）例：M/P+F/Sで行う。代替案検討はM/P段階で行う。

（合同スコーピング）例：先方政府、実施機関と合同スコーピングを行い、環境社会配慮調査の対象、役割分担などに対する基本合意を得る。特に,環境社会配慮上の重要事項(住民参加、住民移転、情報公開等)に対する対応を検討の上、基本合意を得る。CategoryAの場合は、主要Stakeholdersとの現地での会合を行いうるよう、準備の手配を先方政府、実施機関に事前に依頼する。

（法EIA同時進行の場合）例：合同スコーピングで、法EIA要求事項と環境社会配慮ガイドラインの要求事項の調整を行い、かつ調査の役割分担を定め合意する。また、法EIA手続きに基づく行為（EIA-D/R作成、縦覧、公聴会など）は先方政府、実施機関の責任で行われるとの合意を得る。

（Steering Committeeの設置）例：円滑な共同調査実施のため、先方政府、実施機関にSteering Committee(SC)を設置する。SCは、また、先方政府関連機関との調整、必要な行政手続き等を行う。

（環境社会配慮調査報告書の作成）例：CategoryAに対応し、 環境社会配慮調査の結果は独立した環境社会配慮調査報告書として取りまとめる。
＜なお、EIA手続きが同時進行する場合は、先方の法EIAにおける環境影響調査の内、合同スコーピングでJICA調査団が担当することとなった調査内容を纏めた”環境配慮支援調査報告書”も作成する。＞

（審査承認への反映）例：環境社会配慮調査の結果を事業の審査・承認に適切に反映する、との基本合意を得る。

（JICA側本格調査実施体制）：調査のMan/Month,環境調査担当団員の陣容等の基礎的検討

事前調査段階の主要ポイント－２

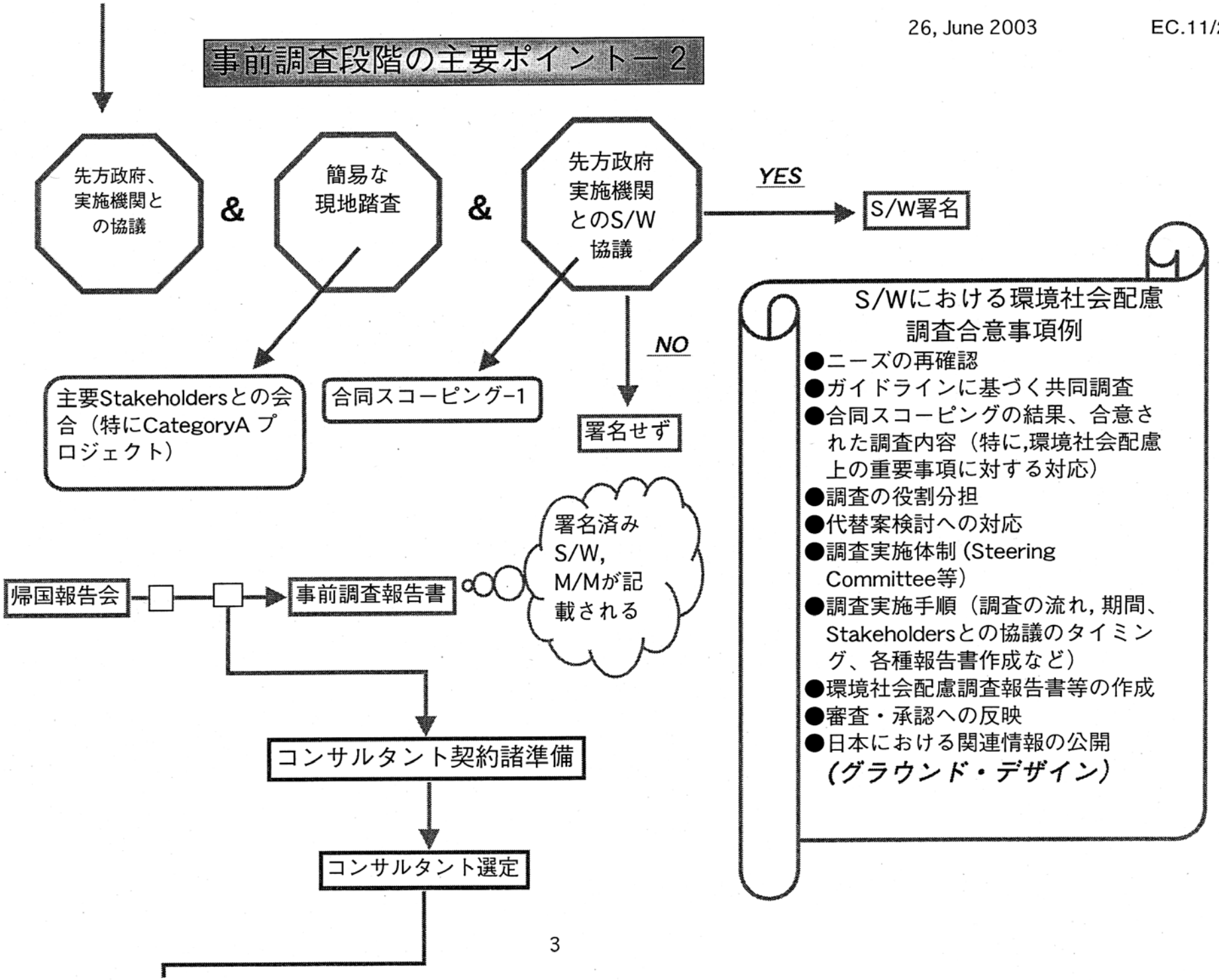

本格調査段階の主要ポイント

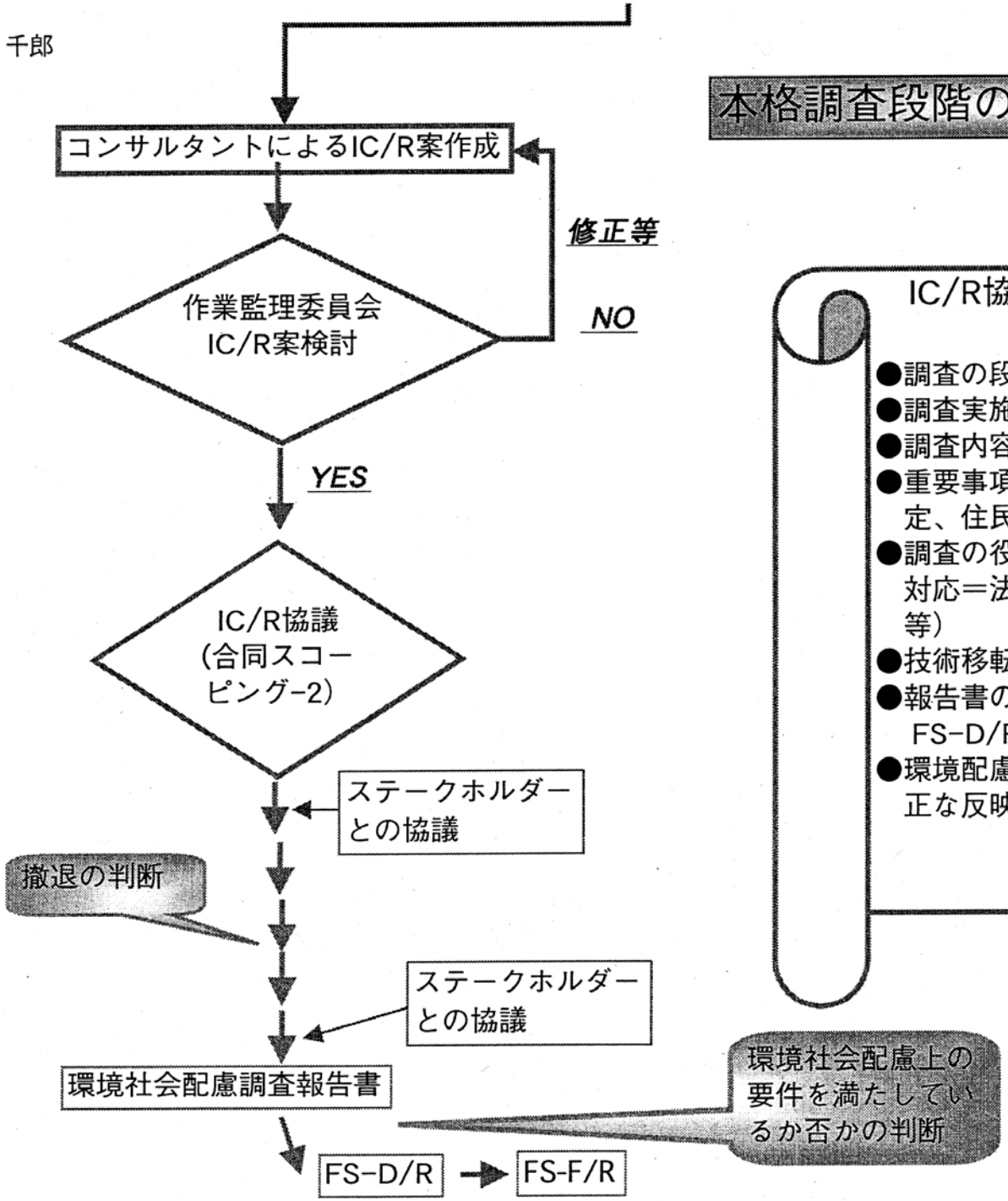

IC/R協議における環境社会配慮調査に関する合意事項例

- ●調査の段取り
- ●調査実施体制の確立(Steering Comt. 等)
- ●調査内容（全体）と実施手法
- ●重要事項への対処（住民参加の機会の設定、住民移転への対応等）
- ●調査の役割分担(法EIAと同時進行の場合の対応＝法に基づく手続は先方の責任で実施等)
- ●技術移転(OJT, Seminar等)
- ●報告書の作成(P/R, IT/R, ESC/R, FS-D/R, FS-F/R)及び公開(公開対象)
- ●環境配慮調査結果の法EIA審査・承認への適正な反映

(詳細デザイン)

JICA 環境配慮ガイドライン改定／手続き「事前調査及び予備調査」以降

2003 年 6 月 27 日 メコン･ウォッチ 松本　悟

用語：このペーパーでは環境省小川委員の整理に倣って、JICA が実施する調査や技術協力プロジェクトを『**協力事業**』、協力事業によって支援することを目的としている相手国の事業を『**対象プロジェクト**』と呼ぶ。また、協力事業で行う環境社会配慮のための調査を『**JICA 環境社会配慮調査**』を呼ぶ一方で、『**現地環境影響評価**』は対象プロジェクトの中で相手国政府が実施する調査と整理する。

３．プロジェクトの事前調査及び予備調査

この段階で重要なのは、「事前調査や予備調査で深刻な問題のある案件を不採択にすること」「カテゴリー分類に基づいたメリハリのある方法を考えること」「S/W に必要な合意事項を盛り込むこと」「無償資金協力事業の審査を提言すること」という点である。

３－１事前調査及び予備調査が必要な協力事業

- 全ての開発調査と技術協力プロジェクトは事前調査を実施する。
- 無償資金協力事業のうち要請段階のカテゴリーA と B は必ず予備調査を実施する。

３－２スクリーニング結果の再確認

- 要請段階では不十分だった情報を補足する（必要な情報については 20 日の改定委員会提出資料で説明済み）。その際、要請段階での JICA のコメントを十分活かす。その結果に基づいてスクリーニング結果を再確認し、必要があればカテゴリー分類をやり直す。
- スクリーニング結果の再確認は JICA と相手国政府・実施機関と共同で行う。
- スクリーニング結果の再確認の結果、カテゴリー分類の変更や当初予定していた事前調査及び予備調査の範囲の変更が必要になった場合は、改めて事前調査及び予備調査をやり直すこともある。
- スクリーニング結果の再確認の後でも配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合等、必要に応じて JICA はカテゴリー分類を変更する。

３－３現地調査の実施

- カテゴリーA 案件については、スコーピングに先立ち調査団は現地踏査を行い、多様なステイクホルダーから聞き取り調査を実施する。その際、住民にとっての開発ニーズ、予測される環境社会影響、事業実施機関からの情報提供、住民との協議の状況について特に留意する。その結果は、協力事業の実施の可否やスコーピングに反映されなければならない。カテゴリーB 案件についても必要に応じて実施する。

３－４スコーピング

- スクリーニングの再確認後、カテゴリーA または B に分類された案件は、別途記載する「対

象プロジェクトに求められる環境社会配慮」を満たすよう、JICA 環境社会配慮調査のスコーピングを行う。スコーピングには環境社会配慮の点から調査・検討すべき項目と同時に調査等の方法を含む。特に開発ニーズの適確な把握、事業を行わないという選択肢を含めた代替案の検討、事前の十分な情報提供に基づくステイクホルダーの参加と意見の計画への反映に留意する。

- スコーピングは JICA 調査団と相手国政府・実施機関が協力して行う。
- スコーピングの過程で「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」の特定の項目を配慮する必要がないと判断する場合はその理由を明らかにする必要がある。
- スコーピングの結果を JICA 環境社会配慮調査方法書として作成する。特にカテゴリーA 案件のスコーピングには、事前に十分な情報提供を受けた影響住民や関心を持つ市民社会組織などのステイクホルダーの意見が反映されていなければならない。

３－５実施体制

- 要請段階でカテゴリーA または B に分類された案件については、スコーピングのために十分な時間と適切な環境社会配慮団員の配置が必要である。特にカテゴリーA 案件の環境社会配慮団員については、自然環境と社会環境の担当者をそれぞれ配置すべきであり、場合によっては複数配置する。カテゴリーB 案件についても必要に応じて同様の配置が求められる。

３－６環境社会配慮面から必要とされる S/W の内容（開発調査と技術協力）

- JICA 環境社会配慮調査方法書に基づいた調査・検討項目や調査方法等に合意する。
- カテゴリーA や B の案件については、できるだけ対象プロジェクトの現地環境影響評価や環境・社会調査と並行して本格調査や実施協議調査が行えるように相手国政府に求める。また、協力事業の JICA 環境社会配慮調査の内容を、現地環境影響評価報告書や環境・社会調査報告書等対象プロジェクトの環境社会配慮に必要な文章に反映させることを相手国政府に求める。
- 協力事業の対象プロジェクトの現地環境影響評価が、JBIC 環境社会配慮ガイドライン第 2 部 2 項を満たすことを相手国政府に求める。
- スクリーニングの再確認の結果、代替案検討など上位の調査が必要となる場合は、S/W を通じて相手国政府と協力事業内容の変更に合意する。
- これまで改定委員会で議論してきた政治的・社会的条件の配慮についても合意する。プロジェクトに批判的な意見を述べることで嫌がらせや報復を受ける恐れがあるような場合には、匿名での意見聴取を行うことや JICA 調査団が独立した通訳を確保することなど適切な配慮の方法について合意する。

３－７環境社会配慮面から必要とされる予備調査報告書の内容（無償資金協力）

- JICA 環境社会配慮調査方法書に基づいた調査・検討項目や調査方法等を外務省に提言する。
- カテゴリーA 案件については、予備調査に基づいた JICA 環境社会配慮調査を、開発調査に枠

組みで実施するよう外務省に提言する(望ましいのは要請書の段階でカテゴリーA に分類されたものは、予備調査に回さずにまず開発調査を実施することである。ただ、予備調査によってカテゴリー分類が変更される場合もあるためこの項目を入れている)。

- カテゴリーA 案件については、相手国政府が実施する現地環境影響評価報告書を日本政府が審査するまで基本設計調査は行わないよう提言する（第 10 回改定委員会で外務省無償資金協力課長の山田委員から基本設計調査に進むと後戻りするのは難しいという発言があったので、現地環境影響評価等必要な措置が適切にとられているかを確認するまでは基本設計調査に入るべきではないと考える。もし次々項で提案している審査方法を確立し、基本設計調査が支援の事実上の GO サインでなくなれば、この一文は必要ない)。
- 無償資金協力のうちカテゴリーB 案件については、予備調査の結果に基づいた JICA 初期環境社会調査を、基本設計調査の一部として実施するよう外務省に提言する。
- カテゴリーA と B の案件については、JBIC の環境レビューに匹敵する審査が必要である。JICA の環境社会審査部署がカテゴリーA・B 案件の環境社会面での審査を実施することを予備調査報告書の中で外務省に提言する。同じ ODA でありながらカテゴリーA や B の案件について有償と無償で環境社会面での審査が大きく異なるというのはおかしい。本ガイドライン及び JBIC の環境社会配慮ガイドライン第 1 部 4.(3)及び第 2 部 2.適用して審査する一方、情報公開面でも、現地環境影響評価報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書等、相手国政府・実施機関等から入手した環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況を公開し、現地環境影響評価報告書等を支援可否の意思決定の少なくとも 120 日前に開示しなければならない。この点を要請段階での採択通知、もしくは予備調査の M/M において、外務省から相手国政府・実施機関に伝える必要がある。

<u>３－８事前調査及び予備調査に基づく協力事業の不採択</u>

- 事前調査及び予備調査段階で、要請時に考慮しなかった深刻な環境社会影響が確認された際、以下の場合は本格調査、実施協議調査、基本設計調査の支援を行わないことを外務省に提言する。『開発ニーズの把握が不適切な場合』『事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合』『カテゴリーA 案件にも関わらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も実施が困難な場合』『開発事業による悪影響を受けやすい地域におけるカテゴリーA 案件』『JICA が求めた追加的な関連情報が提供されず事業支援の是非を判断できない場合』『事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会配慮の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合』『S/W において本ガイドライン上求められる要件に合意が得られない場合』。

<u>３－９JICA の報告や提言を責任あるものとする</u>

- 外務省が協力事業の実施を決定した事業については、事前調査の結果とそれに対して JICA がどのような提言や報告を行ったかを、外務省の意思決定後できるだけ速やかに公開する。

・ 公開する JICA の文書には、（１）開発ニーズ、（２）協力事業地域の自然環境、（３）予測される環境社会影響、（４）事前調査段階で配慮した政治・社会状況、（５）住民参加と情報公開の現状、（６）代替案の検討状況、についての分析と見解を含み、その上で（７）本格調査、基本設計調査、実施協議調査の支援の内容とそれに対する JICA の見解とその根拠を明記する。

３－１０外務省による意思決定への反映

・ 外務省は JICA の提言や報告を尊重した上で支援に対する意思決定を行う。JICA が中止や条件を提言した協力事業を続ける場合、JICA の提言や報告に対する外務省の見解を明らかにしそれを公開する。

３－１１「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」

・ JBIC の環境社会配慮ガイドライン第２部 1.の「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」をベースに考える。
・ （検討する影響のスコープ）のうち社会的関心事項を詳しく書く。世界銀行が現在 SIA についてペーパーをまとめているが、その取っ掛かりとなる社会開発戦略に関するイシューペーパーや JBIC の社会配慮ハンドブック、WCD に提出された SIA のペーパー、企業の社会的責任を研究・推進する ERM がまとめたペーパー、JBIC のガイドライン研究会で提出されたペーパーを参照しながら以下をポイントとして挙げる。①貧困層への影響―これは JICA の貧困削減の課題別指針でも触れられているし、世界銀行の社会開発戦略でも重視されている。②地域経済（土地利用、雇用、ソーシャルキャピタル）への影響―世界銀行の社会開発戦略のイシューペーパーでも重視されている。③ジェンダーへの影響―すでに JBIC にも入っている。④生計（土地、現行の生計手段）への影響―現金経済に限らず、自給自足的な subsistence economy から現金経済に移行する場合の影響。⑤人口動態（異なる民族グループの移入、住民移転と新住民の移入）への影響、⑥文化（伝統、宗教、言語）への影響、⑦既存の社会インフラ（既存の道路、エネルギー源、水供給）への影響、⑧公平性（土地分配、貧富の差）への影響、⑨健康と安全への影響。
・ 「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」は、JBIC のガイドラインでは「本行は、本行の融資等を受けようとするプロジェクトにおけるプロジェクト実施主体者に対し、第 2 部 1.に示す考え方を踏まえ、プロジェクトの性質に応じた適切な環境社会配慮を行うことを促す」という位置付けである。つまり、全てのカテゴリーの、全ての案件について、適切に配慮されなければならない留意点である。

４．本格調査

この段階で重要なのは、「十分なステイクホルダーとの協議」「コンサルタントの選定」「JICA 環境社会配慮調査が本ガイドラインの要件を満たしているかの確認」「現地環境影響評価への反映と事後の確認」

４－１合同スコーピング（インセプション協議）

- 調査内容と実施手法を S/W でガチガチに決めるのではなく、本格調査の冒頭でコンサルタントがある程度の裁量をもって案を作成するとものと理解。
- コンサルタントが S/W に基づいて作成したインセプション・レポート案を、相手国政府・実施機関との合同スコーピング及びステイクホルダーとの協議を経て完成する。
- 日本では方法書段階で公告縦覧が行われる。JICA 環境社会配慮調査でもこの段階でステイクホルダー分析を行い、主要なステイクホルダーから意見を聴取すべきである。
- 現状では事前調査に加わったコンサルタントは本格調査に参加できない。公正さを図るためには必要な措置だが、この段階では事前調査の環境社会配慮に関わったコンサルタントが個人の資格で本格調査団員に加わることは、事業にとって益が多い。この部分だけ事前調査の環境社会配慮団員の参加を認めてはどうか。

４－２ステイクホルダーとの協議

- ステイクホルダー協議は、事前に十分な情報提供を行った上で、自由に発言できる状況を確保して行われるべきである。したがって、それぞれのレポートは適切な時期に適切な方法で公開されなければならない。
- インセプション・レポートを完成させる段階でステイクホルダー分析と主要なステイクホルダーとの協議が必要である。
- インセプション・レポートの後、インテリム・レポート及びドラフト・ファイナル・レポートの段階でもステイクホルダー協議を実施する。特にドラフト・ファイナル・レポート時の協議は重要である。
- ステイクホルダーとの協議記録を残す。ステイクホルダーとの協議内容は、協力事業の実施過程やファイナル・レポートに適切に反映されなければならない。

４－３実施体制

- カテゴリーA 及び B 案件については、環境社会配慮団員を適切に配置し、コンサルタントの選考にあたってはエンジニアと同等もしくはそれ以上の重きを置くべきである。
- カテゴリーA 及び B 案件については、コンサルタントの選考にあたって、過去の調査従事回数ではなく、環境社会配慮面での過去のパフォーマンスを重視する。問題なく調査を終えたかどうかではなく、担当した事業がその後環境社会面で問題なかったのかどうかを重視すべきである。そのためにもステイクホルダーの意見を反映したコンサルタントの評価制度が必要である。
- カテゴリーA 案件で重大な影響が懸念される場合には､エンジニアと環境社会配慮を別々の契約にして、適切な環境社会配慮団員を確保することも検討する。その際、環境社会配慮面での検討事項がエンジニアリング面に適切に反映されるように、両者が連携をとれる体制をと

る必要がある。

４－４審査と確認

・ JICA 環境社会配慮調査及び JICA 環境社会配慮調査報告書は、本ガイドラインに沿って適切に行われ、その要件を満たしていなければならない。JICA は本格調査の各段階でそれを審査・確認し、ファイナル・レポートが本ガイドラインを遵守していることを確保しなければならない。

４－５JICA 環境社会配慮調査報告書

・ 多くの問題を指摘しながら対象プロジェクトを実施可能（feasible）だと結論付けるようなことはなくすべきである。
・ 代替案の検討、ステイクホルダーとの協議結果、自然・社会環境面での予測される影響など調査の詳細な結果と、それに基づいた環境社会配慮面での提言を具体的に述べたものでなければならない。
・ 場合によっては「プロジェクトなし」を含めた代替案の提案を行うべきである。

４－６現地環境影響評価等への反映

・ JICA の役割は、相手国政府・実施機関が主体となって行う環境社会配慮の確保を支援することであり、単に調査報告書を提出するだけでは、「確保の支援」にはならない。したがって、JICA は、環境社会配慮調査が、プロセス全体を通じて、現地環境影響評価等対象プロジェクトに対する相手国政府の環境社会配慮に反映されるように働きかけなければならない。
・ JICA は、自らが実施した環境社会配慮調査の結果が、相手国が実施する現地環境影響評価や環境管理計画、あるいは住民移転計画などにどのように反映されたかを確認しなければならない（フォローアップに相当する）。

５．基本設計調査

５－１初期環境社会調査

・ カテゴリーB 案件は、基本設計調査の一部として必ず実施する。
・ 予備調査の結果に基づいて、十分に時間を確保し、適切な環境社会配慮団員の配置をしなければならない。
・ これまで改定委員会で議論してきた政治的・社会的条件について配慮する。プロジェクトに批判的な意見を述べることで嫌がらせや報復を受ける恐れがあるような場合には、匿名での意見聴取を行うことや調査団が独立した通訳を確保することなど適切な配慮の方法をとらなければならない。
・ 具体的な調査のプロセスについては、前項の「4. 本格調査」を準用して実施する。

・ 環境社会面でのコストが適切に基本設計の概算事業費に組み込まれなければならない。

５－２審査と確認

・ 初期環境社会調査及び調査報告書は、本ガイドラインに沿って適切に行われ、その要件を満たしていなければならない。JICA は初期環境社会調査の各段階でそれを審査・確認し、外務省に提出する前に基本設計調査報告書の内容が本ガイドラインを遵守していることを確保しなければならない。
・ 初期環境社会調査を通じて明らかになった環境社会配慮面での問題と必要な対策は、基本設計調査報告書に適切に記述され、JICA はその内容を外務省が相手国政府に伝えるよう提言する。

５－３外務省の意思決定への反映

・ 外務省は基本設計調査報告書に記述された JICA からの提言を尊重して、相手国政府・実施機関に伝えるとともに対象プロジェクトへの無償資金協力供与に関わる自らの意思決定に反映する。

５－４無償資金協力案件の環境社会配慮審査

・ ３－７の最後の黒丸で提案した通り、無償資金協力案件の環境社会審査が有償資金協力に比べて大きく異なっていることは問題がある。
・ 無償資金協力を供与するかどうかを判断するための環境社会面での審査は、要員面を考慮すれば JICA が行うのが適当と考える。
・ カテゴリーC 案件は要請段階で審査を行う。カテゴリーB 案件は JICA が実施する初期環境社会調査の結果を受けて相手国政府が環境社会配慮に関わる情報を提供した時点で審査を始める。また、カテゴリーA 案件は、現地環境影響評価報告書等が相手国政府から提出された時点で審査を始める。
・ 環境社会配慮面での審査結果は JICA が外務省に伝え、外務省はそれを尊重した意思決定を行う。
・ JICA の審査結果は外務省の意思決定後公開される。

６．外部専門家委員会

・ カテゴリーA 案件については、協力事業の実施に助言を与え、事業の透明性とアカウンタビリティ向上を目的に、環境社会配慮のための外部専門家委員会を設置する。カテゴリーB 案件についても必要に応じて設置する。
・ 外部専門家委員会は、当該協力事業に直接利害関係を持たない研究者、学者、NGO、企業などから成る。
・ 外部専門家委員会の議論は公開を原則とする。

7．マスタープランの扱い（環境省・小川委員のペーパーに関連して）

- マスタープランは地域計画とセクター計画に大きく分けられると理解。世界銀行の Environmental Assessment Sourcebook UPDATE No.4 と No.15 が参考になる。
- スクリーニング：その中に含まれることが予想される個別の事業、あるいは複数の事業による累積的な影響によってカテゴリー分類する。
- スコーピング：「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」の中で、マスタープランに特徴的に重要な項目は、制度／法律／制度的枠組み、累積的影響、代替案、パブリックコンサルテーションである。
- 参考までに世界銀行の例を簡単に挙げておく。

  ○セクター計画

  [報告書の内容]：政策／法律／制度的枠組み、プロジェクトの概要、ベースラインデータ、環境影響、代替案分析、影響緩和計画、環境管理・研修、環境モニタリング計画、パブリックコンサルテーション、

  ○地域計画

  [報告書の内容]：政策／法律／制度的枠組み、ベースラインデータ、関係するプロジェクトの概要、対象地域のその他のプロジェクトの一覧、累積的な影響評価、代替案分析、影響管理戦略

  [調査の設計]：地域計画の枠組みの理解→地理的文脈の位置付け→焦点をあてる複数セクターの決定→調査目標の限定→適切な人的･組織的な配置→詳細な TOR の作成→適切なパブリックコンサルテーションの計画→レビュープロセスの特定

（了）

平成１５年６月２７日
提言起草グループ

・　以下は、「５．論点の協議」の「Ｉ基本的事項」について、改訂委員会の議論を踏まえ、改訂委員会報告書のパーツとして案を作成したものである。

・　Ｉ．基本的事項は、５月１５日付けの「提言の構成案」においては、「Ｃ．JICA 環境社会配慮ガイドラインの構成と内容」の部分となる。報告書としては、内容に至る改訂委員会の議論や説明などを更に書き込む必要がある。

JICA の環境社会配慮ガイドラインの構成と内容（部分）

Ｉ．基本的事項

１．環境社会配慮の理念

２．JICA の環境社会配慮の基本方針

（ガイドラインにおいては、まず、ガイドラインの前提となる JICA としての環境社会配慮に取り組む基本方針を明らかにすることが必要である。基本方針は、ガイドライン以前に JICA の環境社会配慮の上で目指すべき方向、具体的な手続きを通して最終的に実現しようとする内容を示すものである。基本方針としては、以下の内容を示すことが必要である。）

（基本）

○JICA は、協力事業の対象プロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避または低減し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、JICA が関与するプロジェクトサイクルの全ての段階で、開発途上国による適切な環境社会配慮の確保を確認し、支援する。

（手段）

○JICA は、協力事業の対象プロジェクトが環境社会配慮の観点から満たされなければならない要件を本ガイドラインで明記し、その要件が満たされるよう協力事業において環境社会配慮の支援及び確認を行うとともに、JICA が行う意思決定に適切

に反映させる。（支援・確認・意思決定の整理？）

（日本政府の意思決定への反映）

○JICA は、環境社会配慮の支援及び確認の結果及びそれを踏まえた JICA の提言を、我が国政府に提供すること等により、協力案件の採択・実施等に関する我が国政府の意思決定が適切になされるよう最大限度力する。

（重要事項１：早期段階からの環境社会配慮の確保）

○JICA は、協力案件の相手国における準備・形成段階から関与する場合や、マスタープラン等の全体的な開発計画や個別事業の代替案を検討する協力事業においては、戦略的環境アセスメントの考え方を導入し、早い段階からの広範な環境社会配慮の確保がなされるよう相手国に働きかけるとともに、その取組を支援する。この際、「プロジェクトを実施しない」案を含めた代替案の比較検討の重要性を認識する。

（重要事項２：協力事業完了以降のフォローアップ）

○JICA は、協力事業の完了以降においても、環境社会配慮の実施状況の確認に努めるとともに、必要に応じ協力事業により支援する。

（重要事項３：情報公開と参加）

○JICA は、適切な環境社会配慮を達成するためには、透明性とアカウンタビリティーを確保したプロセス、及び地域住民等多様なステークホルダーの参加と対話が重要であることに留意する。

（重要事項４：内部の実施体制）

○JICA は、環境社会配慮が十分かつ効果的に達成されるよう、その組織体制、実施能力の充実に努める。

－JICA 論点資料の①後段（開発途上国による環境配慮）及び②（環境社会配慮の主体は途上国）　については、JICA の取組ではないため記述しなかった。他の場所での位置づけを検討

－論点資料の⑤（環境対処能力の向上）は、悪影響の回避であるガイドラインのスコープを越えるので記述しなかった。

３．ガイドラインの目的

・本ガイドラインは、JICA が行う環境社会配慮支援・確認の手続き、環境社会配慮支援の内容、環境社会配慮確認の基準、対象プロジェクトが環境社会配慮の観点から求められる要件を示すことにより、
〇相手国に対し、適切な環境社会配慮の確保を促すとともに、
〇（上記基本方針に掲げる）JICA が行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施及びその透明性（・予測可能性）・アカウンタビリティーの確保を図る。

４．定義

・このガイドラインにおいて「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌、生態系及び生物相等の自然への影響、並びに非自発的住民移転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響に配慮することをいう。「配慮」とは、事業の計画と実施に当たって、情報公開と利害関係者の参加を重視し、環境と地域社会に及ぼす絵依拠について調査・予測し、その影響を回避又は低減する対策を講ずることを言う。
・このガイドラインにおいて「協力事業」とは、開発調査、無償資金協力及び技術協力プロジェクトにおいて JICA が実施する業務をいう。
・このガイドラインにおいて「対象プロジェクト」とは、協力事業における環境社会配慮支援・確認その他の協力の対象である相手国のプロジェクトをいう。
・このガイドラインにおいて「JICA 環境社会配慮調査」とは、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮を確保するために、協力事業において実施する環境社会配慮に係る調査をいう。
・このガイドラインにおいて「現地環境影響評価」とは、相手国の環境影響評価の制度に基づき行われる環境影響評価をいう。

５．環境社会配慮の対象範囲（検討する影響のスコープ）

・環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響には、大気、水、土壌、廃棄物、（事故、水利用、）生態系及び生物相等を通じた人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響（越境の又は地球規模の環境影響を含む。）並びに非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、こどもの権利、HIV/AIDS などの感染症等の社会影響を含む。
・環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響は、対象プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルに渡る影響を考慮することが必要である。

基本的事項以外に入るパーツ

以下は報告書のテキストとなる。

○　スキームの取り扱い

（報告書の「ガイドラインのあり方」の部分で記述することが適当）

・　ガイドラインは、開発調査、無償資金協力及び技術協力プロジェクトを包括したものを作成する。

・　ガイドラインにおいては、全てのスキームの対象プロジェクトについて、その事業特性と地域特性に応じて、統一したカテゴリ分類方法を示すとともに、カテゴリ分類に応じた必要な環境社会配慮のあり方と支援内容を示す。

・（　協力事業の環境社会配慮の手続きについては、共通なものとするかスキーム毎に記述するか要検討。）

○　紛争国・紛争地域や軍事政権下での環境社会配慮

（報告書の「ガイドラインのあり方」で改訂委員会の考え方を述べるとともに、ガイドラインにおいては、実施に当たっての留意事項として位置づけることが適当か。）

・紛争国・紛争地域や軍事政権下における協力事業について、環境社会配慮を適切に確保するためには、社会的・政治的状況を考慮に入れた調査等が必要である。例えば、軍事政権下で表現の自由が制限されているような場合において、ステークホルダーから正確な情報を得ることや、情報提供を行った者の生命や財産に悪影響が及ばないようにすることについて特別の配慮が必要である。ガイドラインにおいては、このような特別の配慮の必要性について、実施上の留意事項として記述することが望ましい。

（また、開発援助が、被援助国・地域における紛争や軍事政権による住民への抑圧的な状況を助長しないよう、平和に与える影響への配慮を確保することは重要である。こうした環境社会配慮が必要な案件は、スクリーニングの段階で特定されるべきである。）

→　このような、援助案件自体が、紛争の助長などの問題を引き起こすおそれがあるかどうかについて、環境社会配慮ガイドラインが扱い問題か。援助案件の適切性という観点から、別途のチェックがされるべきではないか。

○　社会的・制度的条件の確認と協力事業への反映

（ガイドラインにどのように記述できるか要検討。上の「紛争国・紛争地域や軍事政権

下での環境社会配慮」をこの一般的表題の下に入れて一本化することも考えられる。）

・環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件により影響を受ける。このため、環境社会配慮の確保のためには、こうした条件を十分に考慮し、協力事業に必要な支援措置を適切に反映させる必要がある。

　このため、ガイドラインは、住民の意味ある参加を保障する諸条件（自由な情報交換や公開の討議を可能とする社会的・政治的な条件など）、環境社会影響の救済、補償のため必要な諸制度を考慮した上での環境社会配慮の確保を実現するものでなくてはならない。この点を実施に当たっての留意事項として記述することが望ましい。

○　戦略的環境アセスメント

（報告書の「ガイドラインのあり方」及びガイドラインの基本方針において計画アセスメントの考え方とその重要性を述べるほか、ガイドラインの環境社会配慮支援・確認のプロセスにおいても可能な範囲で位置づける。）

・個々の事業段階で実施される環境影響評価（EIA、事業アセスメント）に対して、その上位段階の意思決定における環境アセスメントは戦略的環境アセスメント（SEA）と呼ばれ、事業の前の計画段階（計画アセスメント）や、さらに前の政策段階で行われるものがある。大規模プロジェクトに対しては、事業段階のアセスメントでは公害の発生や激甚な自然破壊の防止といった最小限の環境防衛に止まることや、複数の事業が並行して行われる場合の累積的影響は事業アセスメントでは捉えられないことから、計画段階からの環境アセスメントの必要性が認識されてきている。海外では、EU が SEA 指令において加盟国に SEA の法制化を義務づけるなどの取組みを進めている。

・プロジェクトの準備段階から相手国に密接に関与するスキームを有し、特に相手国の国・地域レベルでの総合計画やセクター別計画など上位段階の意思決定にも関与する JICA の協力事業の特性を踏まえ、環境社会配慮に係る重要事項として計画アセスメントの考え方を活用して早期段階からの環境社会配慮の確保する取組みが期待される。

・ガイドラインにおいては、基本方針に位置づけるとともに、マスタープランに係る開発調査など SEA の考え方の導入が適当なものについて、「環境社会配慮支援・確認の手続き」においてその具体的プロセスを明らかにする。

○　環境管理システムの支援

（報告書の「ガイドラインのあり方」で考え方を述べる。ガイドラインにどのように記述できるか要検討。）

・プロジェクトの実施・運営期間中に環境や社会への悪影響を除去、相殺、または許容できるレベルまで削減するための方策が適切に実施されることが重要であり、そのためには事業主体により適切な環境管理システムが計画され、実施されることが必要で

ある。

・ガイドラインにおいては、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮として、環境管理計画の作成を条件とし、特に影響が大きいと考えられるプロジェクトについては詳細な環境管理計画が作成されなければならないことを明示することが必要である。そして、JICA の協力事業の性質に応じて、プロジェクトサイクルの準備段階ではフォローする組織も含めた環境管理計画の作成を支援し、プロジェクトサイクルの実施・監督段階では活動にモニタリングや環境保全対策を相手国が実施する上で必要な支援を行い、協力終了後には事後調査を行うことが考えられる。

○　国際人権法等の尊重・遵守

（ガイドラインでどう書くかを含めて内容を整理する。）

・現在、人権については、国際人権規約をはじめとする多くの条約等が作成されており、多くの国においてその受容も進んでいる。JICAの協力事業実施にあたっては、これらの国際的に確立した人権基準に違反することがないようにしなくてはならない。

　このため環境社会配慮ガイドラインは、一般的に受け入れられている国際人権基準を踏まえて作成しなくてはならない。とりわけ、女性の権利、先住民族の権利、マイノリティの権利など社会的に弱い立場にあるものの人権については、通常の政策過程においては十分な保障が行われない場合があるため、関連する国際人権基準とともにガイドラインの中で明示的に考慮すべき点として記述されることが望ましい。

　具体的には、まず、国際的な人権基準の遵守がガイドラインの前提であることを、ガイドラインの前文等に明記することが望ましい。また、環境社会配慮として求められる人権に関連する内容（非自発的移転等）について、個別の具体的基準等を社会配慮の評価基準の一部として示すことが適当である。

無償資金協力の流れと環境社会配慮

山田　彰
外務省　無償資金協力課長

１、発掘／形成

外務省が担当。ＪＩＣＡが支援。

現地でのニーズの発掘、相手国政府との協議が重要であり、環境社会配慮に関しても同様である。さらに、案件形成以前の援助方針の策定段階から、大使館、ＪＩＣＡ事務所等（ＯＤＡタスクフォース）を通じた現地の声を重視する。

発掘・形成の段階における環境社会配慮の重要性について、相手国政府、現地大使館、ＪＩＣＡ事務所、東京（外務省、ＪＩＣＡ）の認識をよく共有しておくことが重要である。

外務省は、援助案件要請の段階で、大使館、ＪＩＣＡから環境社会配慮についての注意事項､コメントを受けるよう配慮するが､この段階では情報の不足などにより、どの程度の環境社会配慮上の問題があるかは不明な場合が多い。

要請書に詳しい情報を記載するように「相手国政府に求めること」は簡単だが、途上国の実態を踏まえれば、相手国政府に求めるだけでは、十分な情報は入手できない。(例えば､日本が環境社会配慮を重視することがわかっていれば、案件の採択を願うがゆえにかえって環境社会配慮上の問題を明記しなくなる国もありえよう）

２、準備ー（予備調査）

要請を受けた後も案件に関する情報の収集に努力する必要がある。(大使館、ＪＩＣＡ現地事務所に一層の努力を求めるが、現地限りの対応だけでは限界がある場合がある。)

そこで予備調査による追加的な調査、情報の収集を行うこととなる。予備調査は、外務省の指示を受け、ＪＩＣＡが実施している。

予備調査では、環境社会配慮を含め、案件を実施するか否かを決定するために必要な情報等を入手する。予備調査を実施することは直ちに無償案件を実施することを意味しない。環境社会配慮上の問題を含め、「(進むか、退くか、別の道を行くか）立ち止まって考える」地点を増やすようにする。

予備調査は全ての案件について実施しているわけではないが、上記の考えを踏まえて、最近は予備調査を実施する案件を増やしている。

予備調査は、担当するコンサルタントを決定するためにＪＩＣＡが公示（いわゆるコンサルタント公示）を行うので、その時点で事業名称、事業と地域の概要を公表することが考えられる。カテゴリー分類（とりあえずのもの）を公表することも考えられるが、１、の事情を考えると予備調査実施以前のカテゴリー分類を公表することが果たして有意義か疑問がある。

予備調査の報告書は原則として公開する。

３、準備ー（基本設計調査）

予備調査の結果及びその他に得られた情報を踏まえて、外務省の指示を受け、ＪＩＣＡが実施する。基本設計調査の段階に至れば、実際上９割以上の案件は無償資金協力を実施することになっているが、これは環境社会配慮上の問題は、基本設計調査の段階、あるいはその後の案件採択の段階（閣議決定、交換公文締結）までに解決するということが、前提となっている。仮に、こうした問題が解決しなければ、基本設計調査を実施しても、無償資金協力を実施しないことは当然ありえる。しかし、そのようなことが起こらないように、早い段階で問題点を発見し、その対応を考えておくことが重要である。

基本設計調査では、相手国のＥＩＡが実施されたことを確認する、あるいは少なくともＥＩＡが案件の採択までに行われることを確認することになる。基本設計調査自体でＥＩＡを行うことは資金的な制約その他から困難と考えられるので、先方が日本の支援によりＥＩＡを行うことを期待する場合は、無償資金協力の前に開発調査に戻ることを検討することになろう。

基本設計調査の報告書も原則として公開する。（金額の部分は、相手国との関係、入札上の問題から非公開としている。）

４、無償資金協力の評価

無償資金協力の評価については、個別案件についてはＪＩＣＡが実施し、セクター別、国別の評価は外務省が行うことになっており、現にそのように予算もついている。

環境社会配慮に係る評価の情報公開については、無償資金協力プロジェクトも、技術協力プロジェクトと同様の観点からの評価とその公開がＪＩＣＡにより行われるものと考える。

平成 15 年 6 月 27 日（金）
環境・女性課

今後の改定委員会のスケジュール

1. 第 12 回改定委員会（論点の議論）
   7 月 11 日（金）14:00－18:00　JICA 本部　11A－F 会議室（新宿）

2. 第 13 回改定委員会（論点の議論）
   7 月 14 日（月）15:00－19:30　国際協力総合研修所国際会議場（市ヶ谷）

3. 第 14 回改定委員会（起草委員会の提案の検討）
   8 月 7 日（木）　9:30－12:30　東京国際センター講堂（幡ヶ谷）

4. 第 15 回改定委員会（起草委員会の提案の検討）
   8 月 21 日（木）10:00－13:00　JICA 本部　11A-F 会議室（新宿）

5. 第 16 回改定委員会（予備）
   8 月 22 日（金）10:00－13:00　JICA 本部　11A－F 会議室（新宿）